

# 令和元年度 第10回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和2年1月10日(金) 午後4時から午後5時10分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室303

3 出席委員 (26人)

会長 3番 山脇 優 委員

## 農業委員

1番	谷本貴美雄	委員	2番	徳田和幸	委員	4番	松本幸男	委員
6番	室山恵美	委員	7番	林 修二	委員	8番	美田俊一	委員
9番	藤井由美子	委員	10番	河本良一	委員	11番	鐵本達夫	委員
12番	筏津純一	委員	13番	數馬 豊	委員	14番	金信正明	委員
15番	福井章人	委員	16番	西谷美智雄	委員	17番	原田明宏	委員
18番	山本淑恵	委員						

## 農地利用最適化推進委員

高見美幸	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
西谷昭良	委員	小谷俊一	委員	山下賢一	委員	小谷義則	委員
影山卓司	委員						

4 欠席委員 (1人)

19番 吉村年明 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第62号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第63号 国有農地売却に係る農地法第3条の許可の適否について

議案第64号 農用地利用集積計画の決定について

議案第65号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第66号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局長 只今より、令和元年度第10回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局長 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、本日の議事録署名人は15番 福井委員、16番 西谷美智雄委員をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日は、19番 吉村委員から欠席届が出ております。

## (4) 連絡・報告事項

事務局 令和元年度第10回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

## (5) 議 事

議 長 それでは、(5)、本日の議事について説明いたします。事務局。

事務局 それでは議事について説明をさせていただきたいと思っております。議案に沿って簡単に説明をさせていただきます。

まず議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案の2ページでございます。2ページのとおり1件の申請が出ております。第2種農地における植林の申請でございます。許可根拠は周辺農地に影響なしでございます。

続いて議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について4ページでございます。4ページのとおり1件の申請が出ております。用途地域内における貸駐車場の申請でございます。第3種農地で原則許可ということでございます。

続きまして、議案第62号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について6ページのとおり1件の申請が出ておまして、〇〇〇の自治公民館の登記地目が田んぼのままになっておりますので、その非農地証明でございます。

それから議案第63号でございますが、国有農地の売払いに係る農地法第3条の許可の適否についてということで、国が取得した農地を入札をして売払う訳ですけれども、その場合、倉吉市農業委員会の3条の許可はいいんですけれども3条で取得できる資格があるか、農地を買える資格があるかどうか確認依頼が来ておまして、その適否を審議いただくものです。

それから議案第64号 農用地利用集積計画の決定については12ページからでございます。めくって頂きまして63ページまででございます。149件の利用権設定の申し出がでております。64ページからは所有権移転が4件出ております。

続いて議案第65号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については76ページからでございます。76ページのとおり1件の申請が出ておりまして、77ページには現況の写真も付けております。

最後に議案第66号 農用地利用配分計画につきましては80ページからでございます。80ページから82ページのとおり5件の協議がございます。以上でございます。

#### 議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 それでは、議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午後2時より、当番委員であります谷本委員、塚根委員、藤井代理、森石局長、隅主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して谷本委員より報告をお願いします。

1番 1番 谷本が報告致します。先ほど報告がございましたメンバーで現地確認を行いました。〇の一番奥の方になりますので、何も問題がないという結論になりましたので、ご報告致します。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の議案につきましてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、農業委員の皆様の挙手を求めます。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ということで、承認といたします。

#### 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましては同じく午後2時より先ほどのメンバーで現地の調査に行っておりますので、同じく谷本委員より報告をお願い致します。

1番 はい、1番 谷本が報告致します。同メンバーで現地の確認を致しました。何の問題もないという結論に達しましたので報告致します。

議長 はい、ありがとうございます。今の〇〇沿いにある、堤防のところにある砂

利敷きの駐車場を下側に拡張するというところでございます。以下の内容につきまして皆さんの方で何かございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。承認と致します。

議案第62号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第62号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。この件につきましても同じメンバーで調査に行っておりますので、谷本委員より報告をお願いいたします。

1 番 1 番 谷本が報告致します。現地確認を致しました。既にまあ建物も建っておりますし、何ら問題がないという結論に達しましたので報告致します。

議 長 はい、ありがとうございました。これは私のところのちょうど家の前のところの公民館でして、3名の名義で、いつまでたってもそのまんまになっとるので、公民館に寄附採納するから、このたび非農地証明で宅地にしたいということでございます。ご異議がない方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認をさせていただきます。

議案第63号 国有農地売払に係る農地法第3条の許可の適否について

議 長 続きまして、議案第63号 国有農地の農業利用目的売払に係る農地法第3条の許可の適否についてお諮りいたします。先ほど隅主任からもございましたが、9ページに書いてあるとおりでございます。11番 鐵本委員。

11番 国の所有ですが、今現在は、どなたかが管理しとられるんですか。

事務局 只今の質問ですけれども、以前もご紹介させて頂きましたが、元々は広域連合の差し押さえから公売になっていた案件でございまして、買い手がなくて、国の方が買い取りした農地でございます。国の方が草刈りを1年に1回程度で、耕作はされていない状況です。

議 長 はい、よろしいですか。他にございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、ただ今の議案第63号について承認されます方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。承認と致します。

議案第64号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第64号 農用地利用集積計画の決定について報告をお願い致します。本日の計画案につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員がごございますので先に案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 承認を受けましたので、それでは12ページ番号1番から13ページ番号5番までは、2番 徳田委員に係る案件でございまして退席を求めます。

(徳田委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明してください。

事務局 12ページ番号1番、〇〇〇の1筆932㎡の賃借権の設定でございまして、以下記載のとおりでございまして、その他13ページ番号5番まで合計7筆6,692㎡の賃借権の設定でございまして、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございまして。

議 長 はい、只今徳田委員の件について説明がございました。異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 無いようでしたら、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。承認といたしますので、徳田委員の入場を求めます。

(徳田委員 入場・着席)

議 長 徳田委員へ只今の案件につきましては異議なしということで承認されました



議 長 無いようでしたら挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。挙手多数ということで、異議なしと認めました。美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、44ページ番号97番は西谷昭良推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷推進委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 44ページ番号97番でございます。○の1筆、1,954㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 無いようですので、挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます、承認と認めます。西谷委員の入場を求めます。

(西谷推進委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、45ページ番号98番は17番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 45ページ番号98番でございます。○○○○○○の5筆、6,951㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の議案につきまして皆さま方の質疑を求めます。ありませんか。  
(なしの声)

議 長 無いようですので、挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは承認されましたので原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。続きまして、65ページの所有権移転関係は16番 西谷美智雄委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 それでは、説明をお願いします。

事務局 65ページでございます。〇〇〇の2筆、合計3, 195㎡の所有権移転でございます。所有権の移転を受ける者は〇〇〇の〇〇〇〇〇、移転をする者は〇〇の〇〇〇〇でございます。以下記載のとおりでございます。対価は20万円。10アールあたり62, 597円でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の案件につきましてご質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 無いようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということでございますので、西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されまし



たので報告いたします。以上で該当する出席委員の案件につきましては審議を終わりましたので引き続きまして、その他の案件について審議を行います。事務局お願いします。

事務局

12ページでございます。田、畑、樹園地の合計面積ですが518,784.82㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては12ページから62ページ記載のとおりでございます。ご確認ください。

所有権移転関係でございます。64ページ、所有権の移転を受ける者、○○○の○○○○。所有権を移転する者、○○○○○○の○○○。移転をする土地は○○○の2筆、230㎡でございます。対価は5万円で、10アールあたりですと217,391円となります。続きまして、66ページでございます。所有権の移転を受ける者、○○の○○○○。移転をする者、○○の○○○○でございます。移転する土地は○○○の2筆、合計5,846㎡でございます。対価は104万4千円でございます。10アールあたりですと178,583円でございます。続きまして67ページ、所有権の移転を受ける者、○○の○○○○。移転をする者、○○○○○○○○○○○○○○○○でございます。移転する土地につきましては、○○の5筆合計5,048㎡でございます。移転の内容につきましては記載のとおりでございます。対価は合計で153万8,200円で10アールあたり304,714円でございます。

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては68ページから73ページに記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては74ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

ただ今説明がございました議案第64号について皆さまにお諮り致します。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでしたら、挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長

はい、ありがとうございました。全員賛成ということで承認と致します。

#### 議案第65号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長

続きまして、75ページ議案第65号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてでございますが、本件につきましても現地調査に行っておりますので、谷本委員より報告をお願いします。

1番

1番 谷本が報告致します。現地調査に行っておりました。果樹園の跡地で





16番 西谷です。報告を申し上げます。あっせん委員の任を受けて12日の日に〇〇さんとお会いを致しまして、〇〇さんの自宅の方でお話をさせていただきました。本人さんは20万でええけ、買ってごせということでございまして、〇〇さんも大変困っておられるということがございます。実は、この農地につきましては自分が作っている田んぼでございまして、農業委員という立場もありますので覚悟を致しまして、買うことに致しました。本人さんも了解を得ております。

議長 それはそれはありがとうございます。続いて2番涌嶋委員。

涌嶋推進委員 12月12日に〇〇さんのところを訪ねまして確認しました。お父さんが年を取ってなかなか体も悪くて維持ができないということで、本人さんもクレーンの仕事やっけていて農業できないということで誰か耕作して欲しいということでした。16日にですね、この申請農地の隣接を耕作しておられる〇〇の〇〇さんを訪ねまして、どうですかということでお話しして快く、なら作りましょうということで返事をもらったということです。

議長 では3番目、河本委員。

10番 この件はですね、農業委員会に出てくる前からちょっと相談を受けておりました、あっせん作業を行っておりました。隣接の方に購入をお願いして断られましたので、新規就農者らにあっせんを乗り換えて話をして、ちょっと暫く考えさせてくれという返事であって、心待ちにしとったら、依頼者から取り下げをしますという連絡がありました。以上です。

議長 取り下げだな。続きまして4番は塚根委員お願いします。

塚根推進委員 所有者の〇〇〇〇さん、今〇〇〇ですけれども、相談内容が売買でしたけども。〇〇の人はよう作らん、よう買わんということを知るとるだという話で持ちかけたら、じゃあ贈与で取り組んでみようかという話を双方に納得して頂きまして。売買でなしに贈与という形で、〇〇〇〇さんの方が手続きをするということで進んでおります。以上です。

議長 ご苦勞様でございました。続きまして田倉委員。

田倉推進委員 この件ですけど、何件か当たりましたけどよい返事が頂けなかったもので、私が耕作する予定でございまして。

議長 はい。次のは私になっておりますが、現地に業者の方と行って見たんですけども、なかなかこの道路が複雑で下水も入っとらんし、宅地としてはちょっと無理だということで一応決裂したということでございまして。最初、いい話だけ飛びついてくるかなと思って行ったら場所がそういうことだったんでちょっ

といけんなどということで報告致します。

続きまして編集委員会のことについて林委員長お願い致します。

7 番 はい、7 番 林です。お手元の方に農業委員会だより 7 3 号の予定しておりますのを配っています。先月の委員会の後で、編集委員会を開きまして、構成を一部変更しております。表紙は、農地パトロールそれから貸し手と借り手のマッチングということです。はぐって頂きますと「くらうち」、20 年を迎えましたと、頑張っておられますのでここにもっていつております。女性の方の活躍ということで、イチゴとマコモタケの収穫体験・調理体験というところを下にもってきております。下の方は農業会議からのお知らせを入れております。それから右側に研修レポートを入れておりますし、農業委員と農地利用最適化推進委員の募集を載せております。それから最後のページは例年のとおりでございます。これを見られまして、ご意見がございましたら 20 日頃までに事務局に連絡頂ければ、考えさせて頂きますのでよろしくお願い致します。以上です。

議 長 はい、ただ今報告ございました。皆さんこれを見られまして、ご意見ございましたら。はい、鐵本委員。

1 1 番 1 1 番 鐵本です。私のような仕事をしている人とか、農業関係の方とかに会ったりしてはいますが、農業委員会って何をしてるか、ひとつも見えませんが、議会ならなんとかテレビでもあるし、てな話があって。こうこう取り組みしとるだいな、農地の貸し借りだとか違反のことだとかパトロールしたりとか、というようなことを話してるので、表紙はやっぱり目に見えるような、こういう活動をしているよというのをうったえるには、こういうパトロールしますよというようなことが私はやっぱり一般の人とかにはわかりやすいんじゃないかと思いました。こういったような目に見える活動を最初にうったえた方がいいというふうに思います。以上です。

議 長 はい。委員が最後に言われました、これを、編集して頂いた委員会だよりが一番よいということですね。

1 1 番 はい。

議 長 はい。西谷委員。

1 6 番 あの、一言僕も同感だという言葉をちょっと述べさせて頂ければと思います。最初に頂いた広報紙ではちょっとインパクトに欠けるとということがございまして、確かに女性農業委員さん、全国大会なり中国大会なり、いろいろと忙しい中であっても活動されているということがあって、評価はほんとに大であると思いますけれど、やはり農業委員会だよりとなりますと鐵本さんがおっしゃったとおりでございまして、活動内容が皆さんに周知徹底できるということが一番の目的であろうと思いますし、それと農業委員がどうやって農家とあるい

は農地等と向きあつとるかちゅうところをPRしていくのが必要であろうと思っております。鐵本さんのご意見に賛同致します。

議 長

昨年からカラー印刷になりましたが、4月にありました全国の情報会議に優秀賞や最優秀は壁にダーッと貼ってあります。これも似通ってきたかなというように私は思っております。欲を言えばもう一枚真ん中にあつたらまだ皆さんのことが載せられるのになあと。私はスペースがもう少しあつたならば、今回は本当は明るいノーソンを載せて欲しかったなと思つたんですけども、来年まで1年間我慢して、来年は載せていただければなど。やはり農業委員さんがこうやって自分達の地域で一生懸命やって活性化を図っているんだよというようなところもやっぱり大々的に市民にアピールするのが、この倉吉市農業委員会ではなかろうかとそういうふうに思います。

それから編集委員さんには、イベントがあつたら、どなたか責任を持って参加して写真を撮ったり、参加者の意見を聞いたりしてここに載せて頂ければ、まだまだいい広報紙が出来るんじゃないかなと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいなと思います。

それからこれは先ほどの余談ですけども、ここにまああの小作料、賃借情報が入っておりますけれども去年より若干平均があがつとるかな。今、玄米30キロ結構ありますね10アールあたり。計算すると5,000円より高いですね。米が高くなって逆ざやですよ、米の7,000円を持っていつとるようなもんで。当時は今から何年くらい前かな5,000円くらいの米があつたでしょう、4,800円とか安いときが。あの当時は米の方がよかったけど、今考えてみれば現金の方の小作料のが安くなるというようなことが見受けられます。米も年々上がってきておましてね。ですから本当考えていけないけん時期がきておると思っております。そういうことで広報紙にも書いてありますけれど、もうちょっと無料でありますけど、無償がどれくらいあるか調べて載せていければなあというふうに思います。はい、河本委員。

10番

今の件でお聞きしたいんですけど。無償でもですね、治井手とかその辺の条件がどうなつとるかちゅうことを考えとくと、有償でも無償でも治井手は出ないけんということになったら非常に地主さんに負担がかかってくるなかたちになってきますし、その辺も調査の対象にせないけんではないかと思つています。

議 長

今、ここの中で結構皆さん小作しておられますけれども、地域地域によって水路の路線ごとに作業ありますわな。それ皆さん出ておられますか、それとも地主さんが出ておられますか。どっちが多いでしょう。私たち〇〇、〇〇はほとんど地主です。耕作者が出るとね、何件も借りとるので、出ることは不可能です。〇〇、〇〇でも〇〇〇、〇〇〇皆全部地主です。地主が出られない場合はみんな罰金はらつとんなる。

10番

耕作者が出られる場合はね、小作料ちゅうんですかその辺は出ない場合でもあれを考えんといかんですか。

議 長           それはですねやっぱり地主と耕作者との話し合いで、よう出たらんならうちが出るけんって、そうやってもらってる方もあります。1軒で3人出とる家もあります。わずかな時間で1時間ほどだけね。1,000円ほどですからそういう場合もあります。それぞれの地区によって違うと思いますけど。

8番           8番 美田です。うちの村も大体地主ですが、不在地主っていうもんが出てきて、後は年齢制限、85才以下だったらもう。

議 長           だけ、私の方は75才以上。敬老会の仲間だった家は若い者がおらん場合は全ての業務を免除。ただ一人でも若い者がおった場合には罰金取ります。そういうかたちをとります。はい、どうぞ影山委員。

影山推進委員   農業委員会だよりで農業者年金って書いてあります。この間もまあ訪問するようにといいことで、該当のところに配ってお願いに行ったんですけども。今までずっと掛け金かけても早く死んじゃったら、返ってこないかと言うような意見があって。それに対して困ったなという私なりの答弁といいますか、覆すような答弁がなかなか出来なかったんですけども。この間は、まあ確かにそうかもわからんけれども長生きする方が逆にリスクですよ。長生きしたときにもらうお金がなかったら生活できませんよということですね。80超え90いったときに何にたよるか。まあ国民年金だけじゃ大変ですよ。働くこともなかなか難しいですよって話から、まあ長生きに対する、長生きしたことのリスクに対する積み立てを今からしたら年金したらいいことで、ならまあちょっと考えてみるかというような話もしました。そういうようなことで、これからちょっと僕らも年金についてやっぱりもうちょっと勉強せなあかんのかなという思いもしました。以上です。

議 長           はい、ありがとうございます。大いに勉強して推進してください。それでは(4)番石賀君。

事務局           昨年、農業委員会において農地法違反に絡む不祥事の発生についての報道があり、このような不祥事が発生しないよう綱紀粛正に努めていただきますようお願いしたところであります。

11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会では、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されまして、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

倉吉市農業委員会としても、法令遵守の申し合わせ決議をお願いしたいと思っておりますので、決議文案を読ませて頂きます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接するこ

とも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月10日倉吉市農業委員会。

議長 　　ただ今申し合わせ決議案を読んで頂きましたが、これに異議なしとして賛同される方は拍手を求めます。

(拍手)

議長 　　はい、ありがとうございます。それでは法令遵守の申し合わせ決議を承認させていただきます。次、お願いします。

事務局 　　活動日誌と表を付けておりますけれども、4月から12月までの実績について、まだ未提出の方がありましたら休み明け14日火曜日までに日誌を出して頂きたいと思います。

その他は、互礼会が5時半からの予定になっております。席順表を配っておりますので、ご確認をお願いします。以上です。

議長 　　その他、皆さんの方で何かありますか。

11番 　　すみません、11番 鐵本です。さっき農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議があつたんですけど、なぜ不正が起きちゃったかというのは、それぞれの地区の、都道府県単位の農業委員会のやり方が違うところがあつてこういうことが起きたんじゃないかと。地域によっては農地転用したいとか、非農地証明を担当地区の委員がそれを見ておお分かった分かったええわいやで判を押してる。そういうこととか、こういうの転用したいんだけど担当地区の委員がまず相談を受けてる。そういうシステムをとってるところがある。そういうことが出てきて、こういうことになつたと思うんですよね。倉吉市のシステムって非常にいいと思うので、事務局にあがつたものを、会長、代理、回り番の委員、事務局の職員が見に行つて、いいじゃないかいなということで、また審議する。こういうシステムは、非常に僕は感心してよいと思っています。個々の委員が判断をまかされたら、そこに情実ちゅうのが入ってくるんじゃないかと。一つの意見ですけど非常にいいと私は思います。



議 長                    ありがとうございます。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長                    ないようでしたら、これをもちまして本日の農業委員会会議は閉会といたします。大変ご苦労様でした。

— 午後5時10分 閉 会 —